

## 平成26年第2回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成26年5月23日（金曜日）午前10時開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 報告第 2号 専決処分した事件の承認について  
日程第 6 報告第 3号 専決処分した事件の承認について  
日程第 7 報告第 4号 専決処分した事件の承認について  
日程第 8 議案第22号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について  
日程第 9 議案第23号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第10 議案第24号 財産の取得について  
日程第11 議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

### ○出席議員（10名）

|    |     |       |     |    |       |
|----|-----|-------|-----|----|-------|
| 議長 | 10番 | 村山修一君 | 副議長 | 9番 | 松原臣君  |
|    | 1番  | 湊屋稔君  |     | 2番 | 田中良君  |
|    | 3番  | 高島譲二君 |     | 4番 | 高村和史君 |
|    | 5番  | 小野哲也君 |     | 6番 | 坂本志郎君 |
|    | 7番  | 鹿又政義君 |     | 8番 | 佐藤晶君  |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

|          |        |              |        |
|----------|--------|--------------|--------|
| 町長       | 脇紀美夫君  | 副町長          | 鈴木日出男君 |
| 教育長      | 池田栄寿君  | 総務課長         | 太田洋二君  |
| 税務財政課長   | 高橋力也君  | 納税担当課長       | 長屋修二君  |
| 環境生活課長   | 五十嵐勝彦君 | 保健福祉課長       | 対馬憲仁君  |
| 保健福祉課長補佐 | 洲崎久代君  | 地域包括支援センター課長 | 斉藤健治君  |

|            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 水産商工観光課長   | 川 端 達 也 君 | 水産農林担当課長 | 堺 昇 司 君   |
| 水産商工観光課長補佐 | 田 澤 道 広 君 | 建設水道課長   | 北 澤 正 志 君 |
| 学 務 課 長    | 中 田 靖 君   | 社会教育課長   | 石 田 順 一 君 |
| 会 計 管 理 者  | 野 理 幸 文 君 |          |           |

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松 田 伸 哉 君 次 長 丸 山 晃 君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成26年第2回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。本日、臨時町議会を開催いたしましたところ、何かと御多用のところ全員の御出席をいただきましたことにつきまして、御礼を申し上げる次第でございます。

お許しいたきましたので、行政報告1件をさせていただきます。知床らうす国民健康保険診療所長の勇退についてであります。

現在、知床らうす国民健康保険診療所の所長として勤務いただいております手塚誠所長につきましては、本年7月末をもちまして勇退されることとなりました。手塚所長におかれましては、平成22年7月1日に町立診療所の所長として就任以来、当初は1年契約でしたが、当町の地域医療の実情を御理解いただくとともに、献身的に医療に携わっていただき、実に4年間にわたり勤務していただきました。この間、診療所は、改築事業や指定管理者制度を導入した社会医療法人孝仁会による運営が開始されるなど、手塚所長には多大なる御尽力を賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに、町民の皆様からは感謝の言葉が多く寄せられているところであります。

なお、今後も、診療所の運営につきましては、医療と保健と福祉・介護が連携した地域包括ケアの推進を図るとともに、指定管理者の社会医療法人孝仁会には、町民の安心安全を守っていただくため、その思いを共有しながら支援してまいりたいと思っております。

行政報告は以上でございますが、先般来の気候の不順によりまして、現在も、きょうも知床横断道路が不通という状況になっているところでございます。

流氷が1カ月も居座るなど、非常に不順な天候の中にあつて、漁業が現在、春漁も始まっておるところでもありますけれども、直近の水揚げ高の状況につきましては、数量では去年比92%、それから、金額では95%ということでありまして、若干昨年よりは落ち込んでいるところでありますが、特にホッケ漁が非常に不漁だということでありまして。その反面、タラあるいはスケソウが若干昨年を上回っているということで、全体的には、今言った、若干、去年よりも取扱高としては下回っている状況でありまして、今後の漁に期待しているところであります。

また、天候不順ということの中では、最近、雨あるいは風、さらには雪、波浪という状況の中で、漁港内の漁船がかなり転覆等々で被害をこうむったということございまして、被害に遭われた漁業者の方々には、お見舞いを申し上げますところでございます。

さて、きょうの臨時町議会の議案でございますけれども、後ほど説明いたしますので、それぞれよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

---

◎日程第5 報告第2号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第5 報告第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました報告第2号専決処分した事件の承認、また、この後予定されております報告第3号、第4号の同じく専決した事件の承認、さらには議案第22号から第25号までのそれぞれの議案につきまして、専決処分した事件の承認につきましては、特に25年度の決算見込みによる予算補正が主な内容でございます。また、議案第22号、第23号につきましては、地方税法の一部改正に伴う条例改正、さらには第24号につきましては、財産の取得については大型バスの購入ということでございます。第25号につきましては、議会議員公務災害補償等組合の規約の変更ということでございます。それぞれ内容につきまして、副町長以下担当職員に説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成26年3月31日でございます。

平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,536万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5,882万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入の説明をいたします。

2款地方譲与税250万3,000円を減額し、1,955万円。1項地方揮発油贈与税16万1,000円を減額し、597万2,000円。2項自動車重量譲与税234万2,

000円を減額し、1,357万8,000円。

3款1項利子割交付金49万円を減額し、190万2,000円。

4款1項配当割交付金86万3,000円を追加し、166万7,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金207万3,000円を追加し、228万2,000円。

6款1項地方消費税交付金269万1,000円を減額し、6,201万6,000円。

7款1項自動車取得税交付金132万5,000円を追加し、504万6,000円。

8款1項地方特例交付金796万2,000円を減額し、76万5,000円。

9款1項地方交付税8,430万6,000円を追加し、21億5,664万6,000円。

15款財産収入2万4,000円を追加し、1,755万7,000円。1項財産運用収入2万4,000円を追加し、1,699万7,000円。

16款1項寄附金8万円を追加し、2,509万5,000円。

18款1項繰越金1億34万1,000円を追加し、1億3,124万2,000円。

歳入合計でございます。1億7,536万6,000円を追加し、38億5,882万1,000円。

歳出でございます。

2款総務費1億9,099万9,000円を追加し、10億3,980万5,000円。1項総務管理費1億9,099万9,000円を追加し、9億7,739万9,000円。

4款衛生費875万1,000円を減額し、5億6,625万2,000円。1項保健衛生費647万円を減額し、2億1,635万8,000円。3項清掃費228万1,000円を減額し、3億4,121万9,000円。

6款1項商工費230万2,000円を減額し、8,728万3,000円。

7款土木費97万6,000円を減額し、1億3,120万2,000円。2項道路橋りょう費97万6,000円を減額し、1億2,981万1,000円。

8款教育費68万5,000円を減額し、2億5,064万3,000円。6項保健体育費68万5,000円を減額し、9,734万6,000円。

9款1項公債費291万9,000円を減額し、4億3,841万4,000円。

歳出合計、1億7,536万6,000円を追加し、38億5,882万1,000円。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税16万1,000円の減額でございます。2項1目自動車重量譲与税234万2,000円の減額でございます。

3款1項1目利子割交付金49万円の減額でございます。

4款1項1目配当割交付金86万3,000円の追加でございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金207万3,000円の追加でございます。

6款1項1目地方消費税交付金269万1,000円の減額でございます。

7款1項1目自動車取得税交付金132万5,000円の追加でございます。

8款1項1目地方特例交付金796万2,000円の減額でございます。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税8,430万6,000円の追加でございます。普通交付税が158万3,000円、特別交付税が8,272万3,000円の追加でございます。

ここまでの款項目の内容につきましては、それぞれ国からの交付決定が確定したものによる補正でございます。

15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金2万4,000円の追加でございます。それぞれ、説明欄にあります内容の利子でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金8万円の追加でございます。それぞれ、善意による寄附があったものでございまして、医療・保健・福祉に1件1万円、北方領土返還運動に1団体2万円、中学校の建設費用に1件5万円、合わせて8万円の寄附金があったものでございます。

18款1項1目繰越金1億34万1,000円、前年度繰越金でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出の説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1億9,407万4,000円の追加でございます。職員の研修旅費については、それぞれ、今年度確定したため、不用額が生じたものでございます。積立金につきましては、財政調整基金につきまして、今後の安定的な財政運営を図るために1億円の積み立てをしたものでございます。1万4,000円につきましては利息でございます。減債基金利子6,000円でございます。文教施設整備基金につきましては、計画的な中学校の建設を進めるために2,500万円の積み立てでございます。6,000円につきましては利子でございます。公共施設整備基金7,000万円の積み立てでございます。社会福祉基金の積立金、利息1,000円でございます。知床まちづくり基金につきましては、ただいまお話ししましたとおり、善意の寄附金8万円と利息の2,000円で8万2,000円でございます。土地開発基金繰出金につきましては、利息分を繰り出すものでございます。10目の財産管理費70万円の減額につきましては、特に測量等を必要とする事案がなかったための不用額でございます。17目協働のまちづくり推進事業費237万5,000円につきましては、今年度の事業に対する交付が決定したため、不用額を生じた分、減額でございます。

4款衛生費1項保健衛生費4目特別会計繰出金647万円の減額につきましては、診療所の運営に係る特別調整交付金が国から決定されたものでございまして、減額するものでございます。3項清掃費1目清掃総務費228万1,000円の減額につきましては、当初予算におきまして予算計上の錯誤にかかり、減額をするものでございます。

6款商工費1項商工費2目商工振興費79万8,000円の減額につきましては、中小企業振興資金融資利子補給金及び保証料確定に伴う減額でございます。4目の観光費59万7,000円につきましては、それぞれ経費の確定による不用額が生じたものでございます。8目温泉供給費90万7,000円の減額につきましても、経費の確定に伴う減額でございます。

7款土木費2項道路橋りょう費4目橋りょう新設改良費97万6,000円につきましては、公住橋の事業費の確定に伴う減額でございます。

8款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費68万5,000円の減額につきましては、14ページ、15ページをお願いいたします。それぞれ、各種団体の派遣助成の確定による不用額が生じたものでございます。

9款1項公債費1目元金91万9,000円の減額につきましては、償還金の確定に伴います不用額でございます。2目利子200万円の減額につきましては、借り入れが生じなかったための減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

## ◎日程第6 報告第3号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 16ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承

認を求める。

17ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成26年3月31日でございます。

18ページをお願いします。

平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ647万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,280万6,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金647万円を追加し、2億7,407万5,000円。2項国庫補助金647万円を追加し、718万1,000円。

歳入合計、647万円を追加し、11億5,280万6,000円。

続きまして、歳出でございます。

10款諸支出金647万円を追加し、2,663万円。3項繰出金647万円を追加し、647万円。

歳出合計、647万円を追加し、11億5,280万6,000円。

21ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目特別調整交付金に647万円を追加するものでございます。内容につきましては、診療所の運営に対して特別調整交付金が認められたことから、特別調整交付金を追加するものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款諸支出金3項1目繰出金に647万円を追加するものでございます。内容につきましては、診療所の運営に対して認められた特別調整交付金を繰り出すため、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金を追加するものでございます。

なお、この専決処分につきましては、5月20日開催の第2回国保運営協議会に報告し、原案のとおり承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第7 報告第4号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 25ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

26ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成26年3月31日でございます。

27ページをお願いいたします。

平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。

28ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金は目の組みかえでございますので、補正額はございません。

歳入合計、補正額はございません。

歳出の補正額につきましても、ございません。

30ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金から647万円を減額し、2目国民健康保険事業特別会計繰入金に647万円を追加するものでございます。本目は新設でございます。内容につきましては、国民健康保険事業において、診療所の運営に対して特別調整交付金が認められたことから、国民健康保険事業特別会計繰入金の特別調整交付金（へき地診療所分）を追加し、一般会計繰入金から同額を減額するものでございます。

32ページをお願いします。

歳出の補正額はございません。

なお、この専決処分につきましては、5月20日開催の第2回国保運営協議会に報告し、原案のとおり承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

◎日程第8 議案第22号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について

て

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第22号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（高橋力也君） 議案の34ページをお願いします。

議案第22号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

今回の改正案につきましては、去る3月31日に交付となりました地方税法等の一部を改正する法律第4号に伴い、所要の改正を行うものであります。

平成26年度は国が税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため所要の改正が講じられたところであります。

改正条例は35ページから42ページに記載しておりますが、改正の内容につきましては、別冊としてお手元に配付してございます参考資料1ページ、資料1の羅臼町町税条例等の一部改正資料にて、主な改正要旨と適用関係について御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、改正要旨の1番目、法人税割の税率見直しであります。

法人町民税の地域間の税収の差が拡大し、財政力格差が顕著となったことから、法人町民税法人税割の率を14.7%から12.1%へ引き下げ、その引き下げ相当分を地方法人税として国税化し、地方交付税を原資化した上で市町村に配分するものであります。適用年月日として平成26年10月1日以降に開始する事業年度であることから、実質の改正は平成27年度からとなります。

次に、2ページの2番目は、軽自動車税の税率見直しであります。

近年、乗用車の課税台数の横ばいで推移する中で、軽自動車は増加を続けており、乗用車の自動車税等の各種負担は、軽自動車と比較すると約4倍もの差となっております。また、二輪車等については標準税率が低く設定されており、国において見直しの検討がなされてきたことから今回の改正となったものであります。

大きく3点の改正となっております。

まず1点目は、二輪車の改正であります。原動機付自転車から小型特殊自動車の農耕作業用のものまでを、それぞれ車種区分ごとに現行のおおむね1.5倍に、小型特殊自動車のその他のものをおおむね1.25倍に引き上げるもので、改正後の税額が2,000円未満となる原動機付自転車の排気量90cc以下の2区分については、2,000円まで引き上げるものでございます。

次の2点目は、平成27年度以降に新規取得される四輪車等の新車の税率の引き上げについて、表の上から2段目の、四輪、乗用、自家用の7,200円を、おおむね1.5倍の

1万800円に、その他については、それぞれ、おおむね1.25倍に引き上げるものでございます。

適用年月日として、1点目と2点目は平成27年4月1日から適用となるものでございます。

次に、3ページの3点目については、今回から新たに軽四輪等に導入となった経年車に対する重課の新設であります。グリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して、平成28年度から重課するものであります。表の上から3段目の、四輪、乗用、自家用の7,200円を、おおむね1.8倍の1万2,900円に、その他については、それぞれ、おおむね1.5倍に引き上げるものでございます。適用年月日は平成28年4月1日からでございます。

下段にある附則ですが、施行期日として、第1条、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。また、第2条から第6条までは町民税、固定資産税及び軽自動車税の経過措置として、それぞれ施行期日前のものは従前の例によるものとする。

以上でございますが、次の4ページから27ページまでの重課に関する説明及び資料2、羅臼町町税条例等の一部改正新旧対照表については、後ほどお目通し願います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第22号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第23号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第23号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 43ページをお願いいたします。

議案第23号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

44ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正内容等につきましては、別冊の参考資料により御説明させていただきますので、参考資料の28ページの資料3をお開きください。

改正の理由でございますが、平成26年度税制改正の大綱に基づき、国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充が図られたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。資料の中段左側が現行、右側に改正後の内容を示しておりますが、改正となる項目は2点ございます。

1点目は、右側の点線で囲われました①課税限度額の引き上げでございます。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円に、それぞれ2万円引き上げ、基礎課税分を含めた限度額の合計は77万円から81万円となるものでございます。

2点目は、同じく右側の点線で囲われました②5割軽減・2割軽減の基準額の見直しでございます。国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げるものでございます。

議案の44ページにお戻りください。

改正条文でございます。

第2条第3項ただし書き中、「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書き中、「12万円」を「14万円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附則でございます。

施行期日等。この条例は公布の日から施行し、改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

適用区分。改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、この条例改正につきましては、5月20日第2回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第23号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第24号 財産の取得について

---

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第24号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 議案の45ページをお開き願います。

議案第24号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得物件、大型町有バス、1台。

2、取得の目的、町内循環バス及び貸切バス業務のため。

3、取得価格、2,980万8,000円。

4、取得の相手方、標津郡中標津町桜ヶ丘3丁目24番地、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所所長鹿股満でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第24号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

---

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第25号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の46ページをお願いいたします。

議案第25号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のように変更する。

今回の変更につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、また、道央廃棄物処理組合の加入に伴い、組合理約別表第1の変更について協議するため、本案を提出するものであります。

それでは、改正条文であります。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第25号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第2回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員